

ライフステージ対応資金 再生支援貸付

1 目的

国の全国統一保証制度である「事業再生計画実施関連保証」の対象となる中小企業者等に対し、再生に必要な資金の融資の円滑化を図ることにより、経営の維持・安定に資する。

2 融資対象

信用保証協会の事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）の対象となる中小企業者等

3 融資条件

融資条件は次の表のとおりとする。

資金用途	事業資金（道制度融資の借換えに要する資金を含む）
融資金額	1億円以内
融資期間	1年超15年以内（うち据置1年以内）
融資利率	金融機関所定の利率
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによる。
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとする。
保証料率	年0.8%（責任共有制度の対象となる場合） 年1.0%（責任共有制度の対象外となる場合） （信用保証協会が定める要件に該当する場合は、上記から0.1%割り引く）

4 融資の申込み

本貸付の融資の申込方法は「あっせん申込み」又は「直接申込み」とし、申込みに必要な書類は次のとおりとする。

なお、取扱金融機関及び信用保証協会は、融資審査上あるいは保証審査上必要と認める場合には、添付書類とは別に資料等の提出を求めることができるものとする。

●添付書類

決算書等 2期分(※)	登記簿謄本 (登記事項証明書)	(設備資金の場合) 見積書又は契約書	その他必要と認める書類
○	○	○	事業再生計画書

(※) 2期分の決算又は申告が終了していない者にあつては、提出可能な決算書等（提出可能な決算書等がない場合は不要）及び直近の試算表とする。

5 取扱表示

次の表示を付して取り扱うものとする。

道再生

取扱細目

1 融資対象について

信用保証協会の事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）の対象となる中小企業者等とは、次のいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等とする。

- (1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- (2) 産業競争力強化法第134条に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- (3) 特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画
- (4) 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画
- (5) 株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画
- (6) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画
- (7) 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画
- (8) 個人債務者の私的整理に関するガイドラインに基づき成立した弁済計画
- (9) 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であつて、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく調停における調書または同法第20条に規定する決

定において特定されたもの

- (10) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画
 - (11) 経営サポート会議による検討に基づき作成または決定された事業再生の計画
- 2 事業再生計画書について
事業再生計画書は、取扱細目1に掲げる計画であって、以下の内容を満たすもの又は含むものとする。
- (1) 債権者間の合意がとれているもの
 - (2) 申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策
 - (3) 計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画
- 3 取扱金融機関の責務等について
本貸付の取扱いに係る金融機関の責務及び報告などその他の条件については、国の「事業再生計画実施関連保証制度要綱」に定めるとおりとする。